

○第104回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成26年4月23日（水）15：15～17：00

議事概要：

（１）農薬（ジクロベニル）の食品健康影響評価について

- ・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。
- * 除草剤で、小麦、大麦等に使用します。今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（２）農薬（スルホキサフロル）の食品健康影響評価について

- ・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.042 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。
- * 殺虫剤で、今回だいこん、キャベツ等へ新規登録申請及び、小麦、いちご等へのインポートトレランス申請がなされています。

（３）農薬及び動物用医薬品（フェニトロチオン）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

- ・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答案が了承された。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議予定。
- * 殺虫剤で、水稻、だいず等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）、飼料中の残留基準が設定されています。

（４）農薬（マラチオン）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

- ・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答案が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。
- * 殺虫剤で、稲、だいず等に使用します。また、飼料中残留基準値の設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準が設定されています。

（５）その他

- ・「農薬専門調査会幹事会及び評価部会の運営等について（案）」が審議され、了承された。
- ・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

①キンクロラック

- ・評価第四部会において調査審議することとなった。

- * 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、なたね、ゴマの種子等へのインポートトレランス申請がされています。また、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

②デルタメトリン及びトラロメトリン

- ・評価第二部会において調査審議することとなった。

- * 殺虫剤で、りんご、なし等に使用します。今回、なばな及びぶどうへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

③セダキサン

- ・評価第二部会において調査審議することとなった。

- * 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、ばれいしょへのインポートトレランス申請がされています。

④フルピラジフロン

- ・評価第三部会において調査審議することとなった。

- * 殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、小麦、トマト等へのインポートトレランス申請がされています。

⑤マンデストロピン

- ・評価第一部会において調査審議することとなった。

- * 殺菌剤で、今回、非結球あぶらな科葉菜類、りんご等への新規登録申請がされています。